

## 第 2 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録

日 時 平成 1 5 年 1 1 月 1 7 日 ( 月 )

場 所 福富町公民館 2 階ホール

白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会

第2回白石・福富・有明3町合併協議会会議録

招 集 年 月 日	平成15年11月17日(月)					
招 集 場 所	福富町公民館2階ホール					
開会日時及び宣告	平成15年11月17日午前9時		議長	喜多輝昭		
会議録署名委員	樋口和敏		古賀キヨミ			
出席委員並びに 欠席委員  出席 18名 欠席 1名  凡 例 × 出席 欠席	委員氏名		出欠等	委員氏名		出欠等
	会長	喜多輝昭		委員	北村美佐子	
	副会長	小池善夫		委員	副島正典	
	委員	山崎昭維		委員	堤熊雄	
	委員	片淵弘晃		委員	龍ヶ江淑子	
	委員	栗山紀平		委員	片淵一吉	
	委員	小野茂		委員	樋口和敏	
	委員	田中昭		委員	古賀キヨミ	
	委員	久原房義		委員	高尾茂	
	委員	江口剛太郎		委員	中野哲太郎	×
委員	香月幸雄					
幹 事 会 等	幹事長	大串和夫	総務副部長	本山静男		
	副幹事長	鐘ヶ江武勇	企画部長	山下正行		
	副幹事長	川崎啓義	企画副部長	小野勝康		
	総務部長	北島正人	企画副部長	小笠原光義		
	総務副部長	溝上光一				
合 併 協 議 会 事 務 局	事務局長	上野達馬	調整班長	相浦勝美		
	事務局次長	鮎川慎吾	総務班	木須英喜		
	総務班長	小池武敏	計画班	川崎常弘		
	計画班長	古田正孝	調整班	堤和彦		
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

第 2 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引

事 件 番 号	会 議 録 事 件 名	頁 数
	開 会	1
	挨 拶	1
	会議録署名委員の指名	1 ~ 2
報告事項		
報告第 1 3 号	合併協定項目の協議について	2 ~ 3
報告第 1 4 号	平成 15 年度白石・福富・有明 3 町合併協議会会計補正予算 (第 1 号) について	3 ~ 4
報告第 1 5 号	3 町財政指標について	4 ~ 7
協議事項		
協議第 4 号	新町の名称 (公募) について (継続協議)	7 ~ 10
協議第 1 8 号	町名・字名の取扱いについて	
協議第 5 号	合併の期日について	10 ~ 12
協議第 6 号	新町の事務所の位置について	12 ~ 13
協議第 7 号	財産の取扱いについて	13 ~ 18
協議第 8 号	一部事務組合等の取扱いについて	19 ~ 22
協議第 9 号	使用料・手数料等の取扱いについて (施設関係の取扱い)	
協議第 10 号	公共的団体等の取扱いについて (公共的団体等の取扱い)	
協議第 11 号	公共的団体等の取扱いについて (財団等の取扱い)	
協議第 12 号	慣行の取扱いについて	22 ~ 28
協議第 13 号	地域間交流等の取扱いについて	
協議第 14 号	男女共同参画の取扱いについて	
協議第 15 号	電算システムの取扱いについて	28 ~ 30
協議第 16 号	広報広聴の取扱いについて	
協議第 17 号	情報通信関係の取扱いについて	
そ の 他	第 3 回白石・福富・有明 3 町合併協議会の日程について	30
	閉 会	31

## 第2回 白石・福富・有明3町合併協議会会議次第

日 時 平成15年11月17日(月)

場 所 福富町公民館2階ホール

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 題

(1) 報告事項

報告第13号 合併協定項目の協議について

報告第14号 平成15年度白石・福富・有明3町合併協議会会計補正予算  
(第1号)について

報告第15号 3町財政指標について

(2) 協議事項

協議第4号 新町の名称(公募)について(継続協議)

協議第18号 町名・字名の取扱いについて

協議第5号 合併の期日について

協議第6号 新町の事務所の位置について

協議第7号 財産の取扱いについて

協議第8号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第9号 使用料、手数料等の取扱いについて(施設関係の取扱い)

協議第10号 公共的団体等の取扱いについて(公共的団体等の取扱い)

協議第11号 公共的団体等の取扱いについて(財団等の取扱い)

協議第12号 慣行の取扱いについて

協議第13号 地域間交流等の取扱いについて

協議第14号 男女共同参画の取扱いについて

協議第15号 電算システムの取扱いについて

協議第16号 広報広聴の取扱いについて

協議第17号 情報通信関係の取扱いについて

(3) その他

第3回白石・福富・有明3町合併協議会の日程について

5. 閉 会

副 会 長	<p style="text-align: center;">( 開 会 )</p> <p>おはようございます。委員の皆様方、早朝からおいでいただきまして、ご苦労さまでございます。</p> <p>ただいまから白石・福富・有明3町合併協議会を開会いたします。</p> <p>それでは、会長のご挨拶をお願いいたしまして、その後、規則にのっとりまして会長に議事進行をしていただきますようお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さん、おはようございます。今日は、今までと違いまして午前中早々からということで、皆様方、早朝からお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>11月1日には発会式を行い、第1回の協議会を行ったところでございます。皆さん既にご承知のとおり、3町が一緒になって合併に向けて話し合いをしていこうということで発足いたしましたわけでございます。</p> <p>そういう中でございますけれども、協議そのものは協議をし出したばかりで、これから数多くの協議をすることになりますけれども、皆さん方のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>特に、前回もいろいろ申し上げておりますけれども、3町が一緒になるろうということで、それに向けてそれぞれ3町が努力いただくことをお願いするわけでございます。それぞれの意見は意見として出していただく、そして、最終的には意見の一致を見るように私どもも努力をいたす所存でございますので、どうかひとつ皆さん方、私どもの熱意を、あるいは3町が合併をやるんだという方向に向けての熱意を持って協議していただきますように、よろしく願いを申し上げる次第でございます。</p> <p>本日は午前中の協議会になっておりますが、午後は議会関係その他諸行事がございまして、午前中に一応終わることになっております。そういうことでございますので、議事進行についてもよろしく願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、早速、協議に入らせていただきます。</p> <p>それでは、早速でございますけれども、本日の会議は、協議会委員19名に対しまして18名の出席でございますので、協議会規約第10条第1項の会議開催要件を満たしております。</p> <p>それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議録署名委員の指名でございますが、議長が指名することになっておりますので、僭越でございますけれども、私の方から指名をさせてい</p>

<p>次 長</p>	<p>ただきます。本日は、有明の樋口和敏様、古賀キヨミ様に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に入ります。</p> <p>まず、報告事項につきましてでございますけれども、報告第13号【合併協定項目の協議について】の説明を事務局からお願いいたします。</p> <p>それでは、資料は2ページになりますが、報告第13号【合併協定項目の協議について】のご説明をいたします。</p> <p>第1回の合併協議会におきまして、新設合併ということの確認がされました。それで合併した時点では3町がなくなるということで、当然、行政サービス、住民機関、そういったもろもろのものがすべてなくなるということになります。そうした場合、合併した場合の新しい姿がなかなか見えないということで、少なくともこのことについては基本方向を協議しましょうということで、これも第1回協議会において47の協定項目が確認をされたところであります。今後、合併協議会においては、各協定項目の基本的な方向、方針といったものを協議をしていただくこととなります。それで、協議会で基本的な方針が確認されれば、その方向に沿って事務レベルで詳細な事務調整を行って内容を決めていくこととなります。その検討された結果については、できるだけ協議会に報告をしたいと考えているところでございます。</p> <p>その基本的方向をどのようにあらわしていくのかということが次のところになるわけでございます。これは代表的なものということでございまして、ケース・バイ・ケースの部分もございまして、必ずしもこういったことにはなりませんけれども、こういったニュアンスが含まれているということで委員の皆様にご理解をいただければということでお出しをしております。</p> <p>1点目が「尊重」と「考慮」の違いということですが、尊重というのは、今までの制度を十分反映させるということで継続の意味合いが強くなります。考慮というのは、実績などを考えて継続・廃止を考えるという意味合いがふえます。</p> <p>また、「調整」、「検討」ということもそういったこととなりますし、「新町全体の均衡」、「新町において一体的に」ということで、均衡ということは、新しい町の実情に合うような制度の見直しを視野に入れてやる。一体的にというのが、ある町で行っている部分をそのまま新町でやりましょうということです。</p> <p>最後の部分が時点のとらえ方の問題として、「合併時」というのは、</p>
------------	--

<p>議 長</p>	<p>これは合併した時点。「合併後、速やかに」というのが、新町が誕生してから1年を目途に考えましょう。「合併後」というのが、町長さんたちの話し合いの中でもありましたように、大体3年を目途に考えていきましょうということで、表現についてはこういった形になりますということでご理解をいただきたいということで今回ご報告を申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま、表現等について説明がございましたけれども、皆さん方からのご意見がございましたらお願いします。これは必ずしもきっちりこのとおりにはいかない部分も出てこようかと思えます。それはそのときに協議をさせていただくということになりますので、その点はご了承をお願いしたいと思います。意見はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>意見もないようでございますので、報告第13号【合併協定項目の協議について】は、報告済みとさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、この趣旨を踏まえて今後協議に臨んでいただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>次に、報告第14号【平成15年度白石・福富・有明3町合併協議会会計補正予算（第1号）について】の説明を事務局からいたします。</p>
<p>総務班長</p>	<p>報告第14号【平成15年度白石・福富・有明3町合併協議会会計補正予算（第1号）について】の概要を事務局からご説明いたします。</p> <p>4ページでございます。第1条に記載いたしておりますとおり、今回の補正予算につきましては、1,420千円減額しております。補正後の協議会の総額につきましては14,310千円となっております。</p> <p>この内容について簡単にご説明いたします。6ページです。まず歳入についてですが、前回の協議会の折に説明しておりましたとおり、2款の県支出金であります。市町村合併協議会支援補助金につきまして県の補助金交付要綱の改正がなされております。3町にも交付されるということで、今回、5,999千円を追加しまして、補正後の額を6,000千円で予算計上いたしております。これによりまして1款の各町の協議会負担金につきましては7,419千円の減額となっております。内訳は右側のとおりでございます。</p> <p>次に、歳出の説明をいたします。6-1ページをお願いします。会議費</p>

<p>議 長</p>	<p>につきましては、県の補助金を充当しました関係で財源の入れ替えをお願いしております。</p> <p>事業費につきましては、業務委託の額が確定しております分を当初予算からそれぞれ減額しております。内訳については右側のとおりでございます。これによりまして1,420千円の減額となります。</p> <p>以上、簡単ですけれども、説明を終わります。よろしく願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。何か質問がございましたらお受けいたしたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>質問、ご意見はないようでございますので、報告第14号については、報告済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告第15号【3町財政指標について】の説明を事務局からお願いいたします。</p>
<p>次 長</p>	<p>報告第15号【3町財政指標について】の説明をさせていただきます。</p> <p>資料は7ページです。今後、建設計画にかかわります財政計画、あるいは事務調整といった部分が出てまいりますので、その一つの参考になればということで3町の財政状況について概略説明をしたいと思っております。</p> <p>資料7ページの1番に「財政指標等」というのがございます。財政状況というのは、各町、人口規模、産業等それぞれ違ってまいりますので、数字ではなかなかあらわしにくいということで財政指標というのが使われます。この財政指標を中心として3町の財政状況についてご説明をしたいと思っております。</p> <p>まず、上から2段目に財政力指数というのがございます。この財政力指数というのは読んで字のごとく、財政力の強弱を見るという指標でございます。国の仕送りであります地方交付税にどれくらい頼っているのか、そういった依存の程度を見る指標というふうに考えていただければというふうに思っております。地方交付税にどれだけ頼らないで財政を運営しているかということでございまして、この数字が大きいほど財政力が余裕があるということになりまして、1を超えますと地方交付税が交付されないということで、佐賀県では玄海町だけが1を超えているというような状況になっております。</p>

続きまして、経常収支比率というものです。家計に占める食費の割合ということでエンゲル係数というのがあります。この経常収支比率は、地方自治体のエンゲル係数というふうを考えていただければいいかなと考えております。収入の中で自由に使える財源ということ。資料の8ページの小計A、正確に言うとはちょっと違うんですけども、この小計Aが自由に使えるお金だというふうを考えていただければ結構だと思います。それと経常的に支出するお金ということで、資料9ページの義務的経費、これも正確に言うとは違いますが、大体この数字だというふうにお考えいただいて、収入の自由に使えるお金の中で毎年経常的に支出しなければならないお金としてどれくらい充てているのかということを見る数字、俗に言うエンゲル係数です。経常的な経費に充当される比率が少なければ少ないほど、自治体が独自の施策ができる経費がふえるということで、財政的に弾力性があるというようなことが言われております。通常、経常収支比率につきましては、80%を超えますと財政運営が厳しくなるというふうに言われております。しかしながら、14年度の県下の状況を見てみますと、県平均が87.1%、郡部平均が86.9%というようなことになっている状況でございます。

次のところに公債費比率というのがございます。この公債費比率は、借金の返済、地方債ですけれども、この借金の返済にどれだけ、先ほど言いました自由なお金を充てているのかというのがこの数字でございます。借金の程度を見る指標だというふうにお考えいただければ結構かと思えます。20%を超えますと危険水準、15%で警戒水準というふうに言われている数字でございます。

その下に起債制限比率というのがございます。これが先ほど言いました借金の返済に充てた自由な財源、上のAに標準財政規模というのがございますが、標準財政規模に対してどうなっているのかということを見るのが起債制限比率です。これも20%を超えますと地方債に制限が加わってまいります。

こういった指標を見ながら、今後、建設計画をつくります際の財政計画といったものについて検討をしていきたいというふうを考えております。

2番目に「重点施策・プロジェクト等」というのがございます。各町、こういった事業に取り組んで懸案事項を抱えているということでございまして、各町とも公共下水道整備が懸案事項として挙がっているということでございます。

次のページですが、歳入です。歳入につきましては、こういう数字だ

ということでご覧いただければ結構かと思いますが、この中でいろんなところで議論されております地方交付税につきましては、13年度が約60億円、14年度が大体56億円という数字になっております。減少幅がわかりますが、ピーク時が平成12年度で3町合計で63億円ございました。これがこういった形で減少してきているということがございます。また、歳入に占める交付税の割合が大体45%程度を占めているということをご理解いただければ結構かと思います。

続きまして、資料の9ページ、歳出です。義務的経費部分だけを説明いたしますが、これは必ず地方公共団体が支出をしなければならないお金でございます、この数字が13年度が約50億円、14年度も50億円というような形になっております。この歳出に占める割合が大体40%くらいあるということで、この比率がふえればふえるほど自由に使える財源がなくなってくるということをご理解いただきたいと思います。

次のページが基金の状況でございます。各町の貯金の状況ということです。財政調整基金は、予期しない収入の減、あるいは災害による支出の増加といったものに備えるための貯金でございます、14年度末で大体8億4,000万円でございます。

減債基金ですが、これは地方債、借金の返済を計画的にやるために積み立てている貯金でございます、これが14年度末で4億7,000万円でございます。

その他の目的基金ということで、右に掲げているようなお金があるということでございます。

14年度末合計で58億円の積立金がございます。この取扱いにつきましては、この後の財産取扱いの中でご協議をしていただくということになっております。

最後に、合併特例債絡みの財政支援というのがございます。この部分が合併特例債と言われる部分でございます、のまちづくり建設事業というのが建設関係に充てる部分、の基金造成というのがソフト事業に充てるために貯金をするお金でございます。建設関係につきましては上限で125億1,000万円です。基金造成につきましては17億9,000万円が限度額ということになっております。

参考のために左の方に杵島6町の分をつけておりますが、先ほど言いました財政指標等をかんがみまして、杵島6町の場合は310億円程度、上限額があったわけですが、実際使えるのが180億円くらいだろうと。基金についても37億4,000万円使えたわけですが、2

	<p>0億円ぐらいが使えるだろうということで計算をしておりました。これが125億1,000万円とか17億9,000万円とございますが、これにつきましては今後検討いたしまして、どの程度までだったらいいのかということは皆さん方にお示しをしたいというふうに思っております。</p> <p>から までが交付税、あるいは補助金でございます。この数字は合併市町村数、あるいは合併した場合の人口によって金額が変わってまいりますので、杵島6町の場合よりも今回は若干減っている状況であるということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま3町の財政指標について説明がありましたけれども、わからない点、あるいは聞きたい点がございましたらお願いいたします。特になければ、このことは今後の資料にさせていただくということで出しておりますので、進めさせていただきたいと思っておりますけれども、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、この資料につきましては、今後の参考資料としていただくようお願いをいたします。</p> <p>続きまして、協議事項に入らせていただきます。</p> <p>まず、継続協議となっております協議第4号【新町の名称（公募）について】を議題といたします。</p> <p>なお、協議第18号【町名・字名の取扱いについて】も、あわせて説明をいたしながら話を進めさせていただこうと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、事務局からご説明を申し上げます。</p> <p>協議第4号【新町の名称（公募）について】のご説明いたします。</p> <p>新町名称募集及び選定要領（改正案）ということで12ページから13ページにかけて挙げております。この件につきましては、先ほど議長が申されましたように、前回の協議会で継続協議になりました。その中でいろいろな議論等を踏まえまして今回改正案ということで提案しております。名称の取扱いにつきまして一通りご説明をさせていただきたいと思っております。</p>

まず、12ページでございますが、修正案といたしまして、第3条の(1)でございますが、下線の部分について提案をしております。このことにつきましては、現在の3町名でも差し支えありませんが、できる限り新しい名称の公募をお願いしたいということで事務局は考えております。現在の町名は、募集の段階で排除はしないということであります。

次に、現在の名称が公募された場合、どのように取扱うかと申しますと、次のページに要領(案)をつけております。第4条の(2)です。「現在の町名が公募された場合、次により取り扱うものとする」ということで、前回、新設合併ということで確認をなされております。現在の名称を使用すると吸収合併というようなイメージがつかまとうのではないかと思いますので、その選定に当たっては慎重にならなければならないと思っております。そのことを協議会の委員の皆様方に共通認識として持ってもらいたいと思っております。

その認識のもとに具体的な選定作業に入るわけでございますが、選定に当たっては、まず、現在の名称以外からの選定を優先して5作品程度を選定することにしております。その中でどうしてもふさわしい名称が見つからない場合につきましては、現在の町名の使用についても検討したいということで考えております。

それでは、12ページをお願いします。次に、名称にかかる町の読み方についてでございます。この後、町名、字名の取扱いについてご説明を申し上げますが、検討する中で「<sup>まち</sup>町」とするか、「<sup>ちょう</sup>町」とするかの議論がありました。現在でも「<sup>しろいし</sup>白石町」、「<sup>ありあけ</sup>有明町」、「<sup>ふくとみ</sup>福富町」ということがあります。ケース・バイ・ケースではありますが、応募者の意図を知りたいということで、下線の部分のような修正をお願いしたいと考えております。そういうことで、応募に当たっては「<sup>まち</sup>〇〇町」か「<sup>ちょう</sup>〇〇町」か、そこまでふりがなをつけていただきたいということで考えております。

次に、(7)の応募期間です。今日、改正案が確認いただければ、アンダーラインを引いておりますが、こういう形で11月25日から12月24日までの1カ月間を応募の期間としたいということで考えております。

その下の方ですが、選定にかかわるスケジュールを挙げております。応募期間が修正どおりになれば、その後、事務局で集計をいたします。そして、1月7日の第4回幹事会に報告をしたいと考えております。また、この集計結果につきましても、1月15日に予定しております第5回協議会で報告をしたいと考えております。

前回の協議会で、名称小委員会の委員であった方も名称選定作業に参加していただいた方がいいのではないかというようなご意見等もありました。この件につきましても幹事会で検討をいたしました。最終的には幹事会で選定をしようという結果になりました。しかしながら、選定を行う段階では、協議会委員の意見が全く反映されないということについてはいかがなものかということでございまして、選定する段階で各町の中で検討委員会、合併特別委員会というものが組織をされておりますので、その中で十分内容を説明しながら、その意見をもとに幹事会に臨んでいただきたいということで考えております。それが の選定期間の日にちの下の方に挙げている部分でございます。

また、「居住する者」とはということかということでの意見も前回あっております。このことにつきましては13ページの第3条に掲げております。応募時点、これは当然3町内に住所がある者とします。しかしながら、名称決定の段階で3町にはいない者もおられると思います。その場合は電話連絡により居住した事実が判明すれば資格はあるということでしたと考えております。ただ、連絡が全くつかない場合もありますので、こういう場合につきましては、応募時点で3町内に住所があるが、居住の事実が確認できないので、これにつきましては資格はありませんよということで考えております。

最後ですが、第5条に「名付け親大賞等の抽選は、次により実施するものとする」ということで、これにつきましては名付け親大賞、名付け親賞の抽選者を掲げております。

次に、協議第18号【町名・字名の取扱いについて】のご説明をさせていただきます。

14ページでございますが、調整の内容といたしまして、「3町の字の名称及び区域は、現行のとおりとする。」ということしております。町名、字名の取扱いにつきましては、地方自治法第260条第1項に規定をされております。合併により新しい町名、字名をつける場合は、議会の議決、県知事への届け出が必要ということになります。また、合併して1つの町になった場合、同一の字名がありますと、住民登録、登記、郵便などの住民生活に重大な影響を及ぼします。新町発足時に支障のないように整理調整をしておく必要があります。3町の場合は、町及び字の名称で同一のものはありませんし、また、住民の皆さんにとって身近な名称であります。住民生活の中で長年にわたってなれ親しまれたものであることを考慮いたしまして、調整の内容といたしましては現行のとおりとするということにしております。

<p>議 長</p>	<p>次に、調整の具体的内容でございますが、町政が施行された場合の表示についてであります。3町の字の名称は現行のとおりとすると思いますが、「大字」の字句は表示をしないということにしております。</p> <p>以上でご説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。まず、協議第4号【新町の名称（公募）について】でございますけれども、このことについて皆さん方のご意見、あるいはそのほか何かございましたら意見を出していただきたいと思えます。このことについては先ほど事務局から説明いたしましたように、前回の意見を十分踏まえ、それぞれの町の幹事さんに出ていただいて再調整をいただいて、そしてこのように全体の意見を反映する形で整理をいただいておりますので、その点も皆さん方、ご理解をいただきたいと思えます。こういうことでよろしゅうございますか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、このことについては確認済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第18号【町名・字名の取扱いについて】でございます。字名については、6町のとおりと同じ考えで進めさせていただいております。このことについて皆さん方のご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、字の名称及び区域は現行どおりとするということで、確認済みとさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>次に、協議第5号【合併の期日について】でございますけれども、このことについては幹事長から説明をお願いいたします。</p>
<p>幹 事 長</p>	<p>幹事長を仰せつかっております大串と申します。私の方からご説明をさせていただきます。</p> <p>調整の内容でございますが、第1回合併協議会におきます3町長の申し合わせの中で、基本的協議事項については最優先で協議を行うとの方針がございますので、その方針に従って今回提案をいたすものでございます。</p> <p>目標設定の考え方でございますが、杵島6町合併協議会では16年1</p>

<p>議 長</p>	<p>0月1日としておりました。これは細部にわたる事務調整及び住民の皆さんへの周知期間が各町議会の合併関連議案終了から合併をするまでに必要となりますけれども、その期間が少なくとも9カ月は必要というふうに考えていたからでございます。本協議会の状況を考えて場合に、合併関連の議案審議が早くて来年の3月になるだろうというふうに見込んでおまして、それから周知期間の9カ月をとって合併の目標を17年1月1日とするということで提案したものでございます。</p> <p>1月1日という目標の設定は、行政に携わる私たちの方から考えますと、年末年始の休暇がございますので、スムーズな移行ができるのではないかとこのように考えておまして、住民サービスの低下も最小限にとどめられる時期に当たるという考え方をいたしておるわけでございます。また、住民の皆さんの立場に立っても、年のかわり目ということで一つの区切りということで対応しやすいという考え方に立ったものというふうに解釈していただきたいと思っております。</p> <p>具体的なスケジュールについてでございますが、お手元の資料のとおりでございます。合併に係る協議及び建設計画の策定を来年2月までにぜひ終了していただきたいというふうに考えておまして、その後、各町ごとに住民説明会を開催し、合併調印式を経て、さきに説明しました合併関連議案の審議を来年3月に各町議会にお願いいたしたいと考えております。3町揃って可決ということになれば、その後は合併に関する一連の法的な手続を行い、住民さんへの周知を図っていくということになるだろうと思っております。</p> <p>目標の考え方でございますけれども、今回提案をいたしております合併の期日である17年1月1日は、あくまでも目標でございます。合併の期日を最終的にいつとするのかは合併調印式までに決める必要がございますので、協議会における協定項目の確認状況を見極めながら再度協議をしていただくということになります。合併協議会が最終的な目標をどこに置いて協議を行っていくかは、協議を進める上で重要なことだというふうに考えておりますので、目標ではありますけれども、この協議会で協議をお願いいたしたいというふうに考えております。</p> <p>説明を終わります。</p> <p>ありがとうございます。協議第5号【合併の期日について】でございますけれども、今、幹事長から説明がありましたように、「17年1月1日を目標とする」ということで提案をいたしておりますけれども、このことについて皆さん方、何かご意見がございましたらお願いいたし</p>
------------	--

<p>議 長</p>	<p>ます。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしという声が出ておりますので、協議第5号【合併の期日について】は、17年1月1日を目標とするということで、確認済みとさせていただきます。先ほど話がありましたように、今後、この目標に向けて協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>協議第6号【新町の事務所の位置について】を協議いたします。これについても幹事長から説明をお願いいたします。</p>
<p>幹 事 長</p>	<p>資料は16ページでございます。調整の内容でございますが、新設合併の場合、地方自治法の規定によりまして、条例で新たに事務所の位置を定める必要がございます。この協定項目も基本的協議事項でございますので、3町長の申し合わせ規定に従いまして今回提案をいたしましたものでございます。</p> <p>調整の内容は、「新町の事務所の位置については、白石町内とし、合併後、速やかに新町庁舎の建設に取り組むものとする。なお、新町庁舎建設までの間、新町の事務所の位置は現有明町役場とし、現在の白石町、福富町の役場の位置に支所を置くものとする」というものでございます。</p> <p>事務所建設に当たっての考え方でございますが、3町の現役場は、合併をいたした場合の職員数からして狭過ぎるために新たな建設が必要となってまいります。その場所を3町の地理的な中心地である白石町内の適地とするということでございます。</p> <p>その建設着手への取り組みは、まずは場所の選定ということになるかと思いますが、そのことについて合併後、速やかに取りかかるということで提案をいたしております。</p> <p>具体的内容に掲げておりますとおり、事務所の位置は、住民にとって最も利便性のあるところ、交流の利便性などを考慮の上、その場所としてふさわしい事務所の位置としており、建設経費の節減には十分配慮するというところで提案をいたしております。</p> <p>事務所建設までの間の考え方でございますが、建設着手から建設完了まではかなりの期間が必要となりますが、条例上、事務所の位置が必要となります。それまでの間は現在の有明町役場を新町の事務所の位置とすることが尚書きの前段でございます。</p> <p>また、後段部分は、住民サービスの低下を来さないように、現在の白</p>

	<p>石町役場、福富町役場を支所として利用し、対応していきたいというふうに考えております。具体的内容の3に掲げておりますように、現庁舎は有効利用をしていくという考え方をいたしております。</p> <p>庁舎の利用方式は、本庁方式、分庁方式、総合支所方式というものがございしますが、庁舎建設までの間は行政機能を集約した本庁方式を基本として考えていきたいというふうに思っております。基本とすることは、現有明町役場の庁舎規模の問題もございしますので、すべての機能を本庁には集約できないという考え方をしたものでございます。事務所建設までの考え方は、事務所の位置の問題は、住民サービスの低下を招かないということを念頭に置きまして協議した結果の提案でございます。</p> <p>ご協議をよろしく願います。終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。新町の事務所の位置についてでございますけれども、今説明をいただきましたけれども、この内容についてご意見、あるいは質問等がございましたら出していただきたいと思っております。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしという声がございしますので、確認済みとさせていただきます。このことについても先ほど話がありましたように、住民サービスが低下しないようなことで今後考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。</p> <p>続きまして、協議第7号【財産の取扱いについて】でございます。白石、福富、有明の3町が所有する財産の取扱いについて事務局から説明をお願いいたします。</p>
局 長	<p>それでは、協議第7号【財産の取扱いについて】のご説明をいたします。</p> <p>資料につきましては17ページでございます。財産の取扱いにつきましては、3町が所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新しい町に引き継ぐものとするということで提案しております。市町村合併の場合、財産の取扱いにつきましては、地方自治法第7条第4項で市町村の廃置分合によって財産処分を必要とするときは関係市町村が協議してこれを定めるということで規定をされております。また、財産の定義については、地方自治法第237条で、財産とは、公有財産及び債権並びに基金をいうということで規定されております。</p> <p>下の方に公有財産の状況を挙げております。</p>

<p>まず、土地についてですが、行政財産、普通財産合わせまして平成14年度末現在で3町で3,7087.85平方メートルでございます。</p> <p>次に18ページをお願いいたします。建物についてです。行政財産、普通財産を合わせまして14年度末現在で3町で木造が11,270.76平方メートル、非木造が101,216.27平方メートル、合わせまして112,487.03平方メートルあります。</p> <p>次に山林についてです。所有区、分収区合わせた面積が、福富町は山林がありませんので、残りの2町で1,765,790平方メートルとなっております。また、立木の推定蓄積量については、2町合計で14,890立方メートルでございます。</p> <p>次に19ページをお願いいたします。出資による権利についてでございますが、出資金、出捐金の合計で48億1,410万6,000円ございます。</p> <p>物品の状況ですが、公用自動車、消防用車両、その他ということで、合計436台を所有しております。</p> <p>次に20ページをお願いします。基金会計についてでございます。これも合併時に現保有額を持ち寄るということでございます。</p> <p>次に、基金の14年度末現在高を挙げておりますが、3町で総額63億815万7,000円ということになっております。</p> <p>次に21ページをお願いいたします。2番の特別会計基金についてですが、3町で総額6億9,364万5,000円となっております。</p> <p>次に22ページをお願いいたします。債務関係についてでございます。債務につきましては、地方債等債務負担行為があります。地方債とは、地方公共団体が必要な財源を調達するために負う借金でございます。3町の総額は14年度末現在で138億1,105万円ということになっております。</p> <p>債務負担行為とは、地方公共団体が将来の支出を約束する行為で、借金の返済や利子補給などを保証したもので、平成15年度以降の支出予定額ということで、3町で総額21億4,061万4,000円ということになっております。</p> <p>次に23ページをお願いいたします。公有財産の使用料ということでございます。公有財産の使用料・賃借料徴収基準ということで、14年度末の状況を挙げております。これらにつきましては合併時に固定資産評価額の5%を原則に徴収をしていきたいということで考えております。</p> <p>公営駐車場につきましては、白石町にあります。このことにつつま</p>
---

<p>議 長</p>	<p>しては合併後も無料としたいということであります。</p> <p>以上で協議第7号【財産の取扱いについて】の説明を終わります。</p> <p>協議第7号【財産の取扱いについて】の説明が終わりましたけれども、このことにつきましては皆さん既にご承知のとおり、詳しい部分につきましては6町合併協議会のときの資料もお持ちだろうと思います。これ以上の詳細な部分はそちらを見ていただければと思います。また、3町については、6町協議会の内容と違っておりますのは、特別の取扱いをしようという形のものが一部ございましたけれども、3町のものについてはございませんので、そのまますべて新町に引き継ぐということになっております。そのことで皆さん方、ご意見、あるいは質問がございましたら出していただきたいと思います。</p>
<p>久原委員</p>	<p>先ほど新庁舎の位置についての議題があったわけですが、白石町で本当によかったなというふうに思っております。</p> <p>今後ですけれども、新庁舎を合併後建設されるわけですが、建設になった以降、現在の庁舎の活用方法であるとか、あるいはほかにも土地なり建物、いろんなものがございまして、合併後についてはある程度整理を、いわゆるスクラップできるものはスクラップをして、不要な、効率の悪い土地であるとか、いろんな財産がありますが、そういったものについてはできる限り計画的に、今あるすべてのものを引き継ぐということは、当然、合併後引き継ぎはするわけですが、そのままの状態ですとずっといくということになれば維持管理の費用も当然要りますし、そこには人も当然要るわけですね。そういったこともございますので、効率的な行政運営という見地からした場合、その辺のある程度の整理、統廃合といえますか、そういったところも含めてできるだけ身軽になった姿で合併を迎えるということもある面では必要ではないかなという感じもいたしますので、その辺のことについて何かありましたらお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>先ほど庁舎の問題でも有効活用という話がございましたけれども、今後、すべての施設、公有財産、こういうものにつきましてもそのまま引き継ぎはするものの、すべてをそのまま引き継いでということではいろんな管理の問題、これは総務の担当になりますけれども、建設計画あるいは将来のすべてのものの管理計画を含めて、これは当然、そういう整理をやっていく必要があるだろうと思います。特に、施設の分につい</p>

	<p>て、やはり共有できるものは共有をしながら、例えば古いものについては、今言われましたように、廃止ができるものは廃止をしていくとか、これはすべての施設についてそういうことが考えられるだろうと思います。そういう意味で施設全体の利用計画は必要であろうと思います。これはこれまでも、どこの町も、何かをやるときにはそういうことで見直しをしながらやってこられたと同じように、新しい町になるときにそういうふうなことの見直し、あるいは検討、これは当然必要であろうと思いますから、今のご意見は意見として十分踏まえながら建設計画その他の中でうたうといえますか、考え方を表現をしていくということは大切であろうと思います。</p> <p>幹事会、事務局の方から何かございましたら。</p>
局 長	<p>合併の前に、特に行政財産についてはどういふこともされぬと思えますけれども、普通財産につきましては、ある程度整理ができるように私たちもこれから検討をしていきたいと考えております。そういうことで用地についても利用効果を高める、必要ないものにつきましては処分をするという方針に立って、今後、部会等でもまた検討されると思えます。</p> <p>以上です。</p>
局 長	<p>ほかにございませんか。</p>
江 口 委 員	<p>有明町議会の江口でございます。協議第7号の件でございますけれども、資料につきましてはかなりのページ数になっているわけでございます。片渚町長に、6町のときに6町全体の貸借対照表、バランスシート関係が出されたんですかというようなことをお聞きしたわけでございますが、その時点では出されていないというようなことをお聞きしたわけでございます。そういうようなことである程度一目でわかるような資料、それはバランスシートではないかと私は思っておるわけでございます。そういったことで各町のバランスシート、また合併後のバランスシートがもしできれば、そういうような形でこの協議第7号の中に添付をしていただきたいと思っているところでございます。バランスシートについては総務省方式があるようでございますので、その点も含めてよろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>出していないというのは、事実、出してないです、6町でも。という</p>

	<p>のは対等合併の中でそのまま引き継ぐという形のものがあるんですけれども、ただし、今言われたように、将来の問題が1つありますから、そのことをどうしていくかということがあります、今、江口委員さんが言われたことについてですね。ですから、このことについては、今の部分と将来の部分の問題の中でどう整理したらいいのかなということがあるんですけれども、そこら辺について幹事会から。</p>
幹 事 長	<p>1つの解釈といいますが、考え方を述べたいと思います。</p> <p>バランスシートというのは、確かに財政指標だろうと思います。これは民間の営業をやっているところはバランスシートが最大の財政指標であるわけですが、地方公共団体においては、それがマッチをした指数としてなかなか出てまいりません。国の方からも自治体でも財政指標としてバランスシートを検討せろということの話も現にございますし、何らかの資料は出てまいっております。しかし、6町での検討はいたしませんでしたし、また、3町でも現在検討はいたしておりません。資料も現在のところは持ち合わせておりません。今、対等合併という形で協議を進めておりますので、この問題については合併が成立して、何という町になるかわかりませんが、新しい町のバランスシートというものは当然検討していかなければならないというふうに考えております。</p>
議 長	<p>先ほど申し上げましたように、民間と違うのは、そこが1つあって非常に難しいところがございます、バランスシートでもって比較をするという形はもともととらない方式でいっておるものですから、それが1つです。</p> <p>今、話がありましたように、将来的には、今、江口委員さんから言われたように1つの目標、あるいは目安というのは当然必要だろうと、あるいはどういうものにしていくということが、そういう意味では将来は必要であろうと。ですから、このことについては総務部会の方でも議論はさせていただきたいと思っております。</p>
江 口 委 員	<p>ちなみに、隣接の町村の状況をお知らせしたいと思っておりますけれども、鹿島市におきましては、大分前からバランスシートの会計をやっている、それから嬉野町ですね。そういうような形で結構前からやっている自治体もありますので、今後は、合併後はそういったものにぜひ取り組んでいただきたいなと思っておりますのでございます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>わかりました。</p>
樋口委員	<p>ほかの方、何かご意見がございましたら。</p> <p>有明町の樋口でございます。申しわけございませんけれども、わからないところがありますので教えていただきたいんですが、19ページの物品の状況のところでも余りにも数字が違い過ぎて何かわかりませんので、教えてほしいなと思っております。</p> <p>物品のその他のところに白石町が113、福富町が202、有明町が16です。そういうことで数字がかけ離れているものですから、どういうものなのか、教えていただきたいと思えます。</p>
議 長	<p>後で説明していただきますけれども、この資料は6町の引き継ぎになっておるようですけれども、そこら辺の経緯をお願いいたします。</p>
総務部会長	<p>総務部会長の北島と申します。この数字につきましては、決算の財産調書がつかますね。そこで各町、50万円以上を上げるとか、小さいものまで上げるとかいろいろ違います。印刷機械を持っているとかいろいろあります、物品ですから。そういうふうな備品関係のとらえ方が若干違います。そういうことで福富町は202という数字になっておりますけれども、100万円以上のものを上げるとか50万円以上のものを上げるとか、そういうふうな形であります。</p>
議 長	<p>今、説明がありましたように、条例上の財務規則の一つのとらえ方もあります。これは例えば福富町で言いますと、202で3町で一番多いですね。これは50万円以上の分をすべて上げていますからこういうふうになっています。もう1つは、今話があつておりますように、リースの場合と、そうじゃない場合でも違います。ですから、とらえ方そのものがかなり違っておりますから、とらえ方としてそういう形になっているということをご理解いただきたいと思えます。</p>
総務部会長	<p>先ほど会長さんがおっしゃったとおり、この中にはパソコンが入っております。有明町さんはリースにされております。福富町さんは購入されているという関係で、そこら辺のとらえ方で違いがあります。</p>
議 長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

<p>議 長</p>	<p>ほかに質問もないようでございますので、協議第7号につきましては、先ほど説明いたしましたようなことで、確認済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第8号に入りますけれども、ここで皆さん方にお願ひでございますけれども、協議第8号から協議第11号までの4協議項目につきまして一括して説明をさせていただいて、そして確認はそれぞれ1項目ずつさせていただきたいと思ひます。時間の都合もございまして、こういう形でさせていただこうと思ひております。このことについては6町合併協議会の中でも十分協議されたものでございまして、特に大きく変わった点もございませんので、そういうことで処理をさせていただきたいと思ひますけれども、よろしゅうございませうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、協議第8号【一部事務組合の取扱いについて】、協議第9号【使用料、手数料の取扱いについて（施設関係の取扱い）】、協議第10号【公共的団体等の取扱いについて（公共的団体等の取扱い）】、協議第11号【公共的団体等の取扱いについて（財団等の取扱い）】の4項目について一括して説明をいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、事務局から説明をいたします。先ほど承認をしていただきましたので、協議第8号から協議第11号まで一括してご説明を申し上げます。</p> <p>まず、協議第8号【一部事務組合等の取扱いについて】でございます。資料は24ページでございます。普通地方公共団体は、その事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条の規定によりまして、組合を設けることができるとなっております。3町においては、前回の協議会で合併の方法につきまして新設合併をすることの確認を得たところであります。新設合併の場合は、合併の前日をもって各町の法人格は消滅をすることになります。</p> <p>このことから下の表にありますように、現在、3町すべてが加入している から までの9つの一部事務組合は、「合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する」ということでの提案でございます。また、 につきましては、佐賀西部広域水道企業団は白石町と有明町が加入されております。 の西佐賀水道企業団は福富町が加入されております。この2つの企業団につきまして</p>

も、前と同内容の提案でございます。

次に 25 ページをお願いいたします。協議第 9 号【使用料、手数料の取扱いについて（施設関係の取扱い）】のご説明を申し上げます。

使用料につきましては、地方自治法第 225 条で行政財産の使用または公の施設の使用につき使用料を徴収することができるとなっております。3 町でも使用料の額や徴収方法等についても条例で定められております。合併に当たっては、この取扱いについて新しい町が発足する段階で、種類、金額等について円滑な推移ができるように措置しておく必要があります。しかしながら、3 町にある各施設は、その建設年次や規模、料金設定等もまちまちであります。合併時に統一を図ることは非常に難しく、調整の内容といたしましては、「公園及び多目的複合施設の使用料については、施設の内容・建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、合併時においては現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図ると共に住民負担に配慮し、負担公平の原則から適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する」ということで提案しております。

また、調整の具体的内容にありますように、合併後、新町において施設の目的、用途、規模等で使用料の統一した方針を定め、一元化することと考えております。

25 ページの中ほどから 27 ページにかけて現在の 3 町の公園と多目的複合施設の状況を挙げております。ご覧いただければと思います。

次に 28 ページをお願いいたします。協議第 10 号【公共的団体等の取扱い（公共的団体等の取扱い）】でございます。

調整の内容といたしましては、「公共的団体は、新町の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。」ということにいたしております。合併特例法第 16 条第 1 項第 8 号では、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際して合併町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないということによって定められております。

したがって、公共的団体等の取扱いの整備方針といたしましては、先ほど申しましたように、合併特例法の規定を前提に置きながら、「公共的団体等は、新町の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。」ということにいたしております。

	<p>3町の公共的団体の主なものを28ページから29ページにかけまして各町ごと、各部門ごとに一覧表を挙げております。これを参考にしていただきたいと思います。</p> <p>最後に30ページをお願いいたします。協議第11号【公共的団体等の取扱いについて（財団等の取扱い）】のご説明をいたします。</p> <p>有明町では、文化振興財団として設立をされております有明町スカイパークふれあい郷がございます。この位置づけでございますけれども、地方自治法では、町がこれらの団体の資本金、基本金の2分の1以上を出資している場合におきましては、公の施設の管理を委託することができるということになっております。そのようなことで、現在では財団法人に管理委託をさせているところでございます。合併に伴いまして、財団法人有明町文化振興財団に対する出資者である役員としての地位につきましては、新しい町に引き継ぐものとするということでございます。これらの手続につきましても、合併後速やかに変更手続を取る必要がございます。</p> <p>なお、このページから次のページにかけまして有明町文化振興財団の概要ということで、貸借対照表なり収支計算書をつけております。</p> <p>次に、株式会社只江川スポーツパークの件についてです。資料は32ページです。これも株主である役員としての地位は、地方自治法の規定によりまして新しい町に引き継ぐものとするということにしております。株主の名義変更、役員の変更等につきましては、合併後速やかに所定の手続を取る必要があります。これも貸借対照表、33ページに収支計算書をつけております。</p> <p>以上で協議第8号から協議第11号までの説明を終わります。</p>
議 長	<p>協議第8号から協議第11号までの説明が終わりました。</p> <p>まず、協議第8号【一部事務組合等の取扱いについて】ですが、4項目ともそうですけれども、6町合併協議会の中でも十分協議をさせていただいておりますし、特にここでご意見があれば出していただきたいと思っておりますし、なければ確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、ご意見がございましたらどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、協議第8号につきましては、確認済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第9号【使用料、手数料等の取扱いについて（施設関係の</p>

議	<p>取扱い)】ですが、何かご意見ございますか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>長 異議なしということでございますので、協議第 9 号につきましては、確認済みとさせていただきます。 続きまして、協議第 10 号【公共的団体等の取扱いについて（公共的団体等の取扱い）】につきましてご意見ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 異議なしということでございますので、協議第 10 号につきましては、確認済みとさせていただきます。 続きまして、協議第 11 号【公共的団体等の取扱いについて（財団等の取扱い）】ですが、ご意見ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 異議なしということでございますので、協議第 11 号につきましては、確認済みとさせていただきます。 ここで暫時休憩に入らせていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（ 休 憩 ）</p>
議	<p>長 再開いたします。 次は、協議第 12 号からでございますけれども、協議第 12 号【慣行の取扱いについて】、協議第 13 号【地域間交流等の取扱いについて】、協議第 14 号【男女共同参画の取扱いについて】、この件につきましても 6 町でも確認済みでございますので、一括して説明をし、先ほどと同じように 1 項目ずつ確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
局	<p>長 それでは、協議第 12 号から協議第 14 号まで一括してご説明をいたします。 34 ページでございますが、協議第 12 号【慣行の取扱いについて】のご説明をいたします。 調整の内容といたしましては、「1. 町章、町民憲章、町花、町木、町歌及びシンボルマークについては、新町において制定する。2. 宣言及び表彰については、新町において調整する。3. 名誉町民制度につい</p>

ては、新町において制定する。ただし、名誉町民については、各町の待遇及び特典等について経過措置を設ける。」といたしております。

調整の具体的内容につきまして説明をいたします。

まず、町章、町民憲章、町花、町木、町歌及びシンボルマークについてですが、これらのものは法律に基づいて設けられたものではございませんが、町民が一体となっていくためには必要なものということで考えております。制定に当たりましては、新町において住民の皆さんの新しい町への期待や思い入れを込めて制定することが望ましいことから、調整の具体的内容にありますように、1番から3番までの内容により制定をしたいということで考えております。

次に資料の36ページをご覧ください。宣言及び表彰についてですが、新しい町においてどのような宣言、決議を行うかは、新しい町において調整をすることにしております。

また、表彰につきましても、このような内容で各町に条例、規則が制定されておりますので、新しい町において内容を調整し、制定したいと考えております。

また、37ページですが、名誉町民制度も、各町、条例を設けてなされておりますので、新しい町において制定したいと考えております。現在、各町で既に名誉町民としてその称号を贈っている方がいらっしゃいますので、その待遇及び特典等につきましては経過措置を講じまして、新しい町においても、その功績を讃えていくということにしているところでございます。

次に38ページをお願いいたします。協議第13号【地域間交流等の取扱いについて】のご説明を申し上げます。

調整の内容といたしまして、「新町における地域間交流については、当分の間継続し、調整を図る。」ということにしております。

3町の地域間交流の概要ということで1番から4番まで挙げております。1番目に同一町名による交流、2番目に歴史・文化による交流、3番目に体験交流、特産品交流等、4番目に関東・関西在住町人会との交流、こういうことを挙げております。これらの地域間交流につきましては、新しい町においても当分の間継続し、調整するというようにしております。内容につきましては、それぞれ掲げておりますのでご覧いただければと思います。

最後に40ページをご覧ください。協議第14号【男女共同参画の取扱いについて】の説明をいたします。

調整の内容といたしまして、「1.新町において、男女共同参画社会

	<p>を推進するための行政組織体制を確立し、団体等の育成・支援を行う。</p> <p>２．新町において、男女共同参画基本法の基本理念に則り男女共同参画基本計画を策定し、施策を総合的・計画的に推進する。」こととしております。</p> <p>次に、組織等についてでございますが、現在、男女共同参画に向けた事業に取り組みられておりますが、３町とも男女共同参画に係る担当所管がないため、新町において施策、事業を担当する部署を設け、ネットワークづくりを推進していきたいと考えております。また、男女共同参画社会を推進するため、庁内での連絡会議や男女共同参画推進審議会を設置することにしています。女性ネットワークの運営費の助成につきましても、新しい町の予算編成時に調整することにしております。下の方には３町の組織等の現在の状況を載せております。</p> <p>次のページをお願いいたします。男女共同参画基本計画等についてということでございまして、調整の具体的内容にありますように、各種審議会、委員会など、公的な分野などへの積極的な女性の登用を促し、政策あるいは方針決定への参画を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>次に、各種審議会等への女性の登用率についてですが、佐賀県におきましては、３０％以上を目標に上げられております。新しい町におきましても、県と同様に目標を設定したいということで考えております。</p> <p>また、男女共同参画社会の実現に向けて学習活動の充実を図りながら女性リーダーを養成する場を提供したいと考えております。</p> <p>下の方には公的機関の女性の登用状況ということで、それぞれの町ごとに載せております。</p> <p>以上、協議第１２号から協議第１４号までの説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>まず、協議第１２号【慣行の取扱いについて】ですが、ご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>それでは、協議第１２号【慣行の取扱いについて】は、確認済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第１３号【地域間交流等の取扱いについて】でございますけれども、このことについてご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

<p>議長</p>	<p>異議なしということでございますので、協議第13号【地域間交流の取扱いについて】は、確認済みとさせていただきます。</p> <p>協議第14号【男女共同参画の取扱いについて】でございますけれども、このことについてご意見ございませんか。41ページのところでは、先ほど説明がありましたように、佐賀県が22年までに30%以上を目標とするという形になっておりますけれども、6町のときには30%が目標だったということで、「以上」が6町のときと変わっておりますので、そのことはお含みおきいただきたいと思ひます。「30%」が「30%以上」に変わっております。これは県の指導等もございまして、こういうふうになっております。</p>
<p>古賀委員</p>	<p>有明町の古賀でございます。40ページですが、教えていただきたいなと思うことは、組織の中の会員数でございますが、多分、福富と有明は個人で入っていらっしゃるんじゃないかなと思ひます。白石も個人で入っていらっしゃるのでしょうか、それとも団体も入っていらっしゃるのか、そこを教えていただきたいと思ひます。</p>
<p>企画部会長</p>	<p>白石の男女共生社会をつくる会の会員数でございますが、これは団体及び個人ということで両方から参加をいただいております、会費が個人さんで100円の会費をいただいて結成をいたしております。そして、男性で加入されている方もいらっしゃいます。</p>
<p>古賀委員</p>	<p>男性もですか。</p>
<p>企画部会長</p>	<p>そうです。男女共同参画ですから、当然、男性の方も参画されておられるということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>古賀委員</p>	<p>会費まで教えていただきましたので、福富町の会費ですね、有明町は500円でございます。</p>
<p>龍ヶ江委員</p>	<p>福富の龍ヶ江でございます。女性ネットワークの会費はないです。町の助成金で賄っております。</p>
<p>古賀委員</p>	<p>わかりました。</p>

議 長	多分、有明と一緒に思いますけれども、実行委員さんが40名という形で、いろんな行事をするときには、そのほかの人も、女性全員に呼びかけてという形でいろんな事業がやられています。
古賀委員	そしたら会員数はもっと多いということですか。
議 長	実際は、会員というよりも、呼びかけていろんな参加をしていただくという形で、運営のやり方がちょっと違うと思います。ですから、実行委員さんがいろんな話をしていくのは40名で話をされていますけれども。
古賀委員	ここの会員数というのは違いますですね。
議 長	そうですね。性格的なものがちょっと違いますから。例えば、講演会なら講演会をやるとしますと、一般の女性の方皆さんに呼びかけてしていますから、そこら辺が、運営方法が違うと思います。
総務副部長(溝上)	福富町女性ネットワークづくり実行委員会ということで、会員数を40名としております。これは各団体、組織から、どこどこは何名、例えば、会長、副会長までというようなことで募りまして名簿に連ねているのが40名というふうになっております。それと、役員につきましても一般公募ということでしております。ここにおられる龍ヶ江委員さんあたりも役員ということでやっていただいておりますけれども、その他いろいろ協議をするときには40名の枠外といいますか、団体、組織にも呼びかけをいたしまして参加を願うことにしております。実行委員としては40名というようなことでしております。例えば、婦人会の中から会長さんであるとか、あるいはJAの女性部から会長さん、老人クラブは会長さんは男性ですので副会長の女性の方ということで、各組織を網羅したところでしておりますして40名が実行委員となっているところでございます。
古賀委員	わかりました、ちょっと有明町と違うなと思ひまして。ありがとうございました。
議 長	このことについては、それぞれ運営方法が違っておるようでございま

久原委員	<p>す。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p> <p>福富の久原でございます。協議第13号にも若干関連をいたしますけれども、男女共同参画の社会づくりについては非常に結構でございますけれども、できるなら他の地域との交流も、これも確かに大事ですけれども、できることならば来年度、合併前ではございますけれども、やはり3町の人との交流であるとか、文化の交流であるとか、そういったものをできるならば16年度に早速、1つでもいい、2つでもいい、そういったものを今から取り組んだ方が合併に向かって非常に効果的じゃないかなというようなことを思いましたので、これは男女共同参画の中でも結構ですし、また、13号の中でもいろんな交流事業がございますけれども、3町の中でもっともっと交流を進めるような考え方を協議会の中でも、16年度あたりでも1つでも2つでもいいですから、できればなというふうに思いますけれども、その辺いかがでしょうか。</p>
議長	<p>事務局なり幹事会等で、あるいは専門部会でもいいですけれども、意見が出ておれば、そこら辺も含めて紹介いただきたいと思います。</p>
幹事長	<p>非常に前向きのご意見でありがたく受けとっております。現在、幹事会で協議をいたしたのは、現行の状況を出しております。現在、3町の合併の成立に向けて協議をいたしておりますので、3町合併成立後の問題については、私たちが直接所管する問題じゃないだろうということで協議はいたしておりません。</p>
久原委員	<p>後で結構ですので、3町の町長さんとか議長さんあたりで、合併前ですけれども、そういった機運を盛り上げる意味でも、そういったことあたりが新年度に取り組めないものか。その辺、3町の町長さん、議長さんあたりで、これは公式じゃなくても結構ですので、そういったお話し合いでもしていただいて、そういうことをもしよかったら実現をしていただければというふうに思いますので、要望として申し上げます。</p>
議長	<p>要望としてお受けいたしまして、事務局の方でも検討いただきながら、そういうことについて話をさせていただきたいと思います。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p>

堤 委 員	<p>福富町の堤でございます。今、3町で合併前に各種協議会をつくろうということでございますけれども、これは結構だと思います。現在できているので、先生方の会が3町できておるし、協議会ですね、それからPTAの会長会も3町で、会長さんたちが集まって3町でやっているわけです。そういうようなものをもっと広げていくということも有効ではないかと思っております。そういうことで3町の会は前倒しでやっていくと気分が出てくるんじゃないかならうかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>今申し上げましたとおり、事務局の方とも、どういう方法があるのか、あるいは今、組織があるもののトップの付近だけでもそういうことが可能であれば、そういうことを含めて検討させていただきたいと思いません。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>それでは、協議第14号【男女共同参画の取扱いについて】は、確認済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第15号【電算システムの取扱いについて】、協議第16号【広報広聴の取扱いについて】、協議第17号【情報通信関係の取扱いについて】、このことについても一括して説明をさせていただいて、それぞれ確認をさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
局 長	<p>それでは、事務局から説明をさせていただきます。協議第15号から協議第17号まで一括してご説明をいたします。</p> <p>まず、協議第15号【電算システムの取扱いについて】でございます。</p> <p>42ページでございます。ここには杵藤電算センターで現在処理されている主な業務を挙げております。これらは住民サービスに直接関係するものが多く、行政事務を執行する上で欠くことのできない重要な事務の一部となっております。合併した場合におきましては、電算システムをどのように統合するかということは大きな課題でありまして、慎重に対応する必要がございます。今後、調整の具体的内容に掲げてありますように、住民サービスの低下を招かないように、また、円滑な事務処理を図るための基本的な考え方をもとに調整を行うということにしております。</p>

まず、(1)は、住民に直接影響する業務を数多く処理しておりますので、住民生活に混乱を来さないように、その利便性に十分配慮することにしております。(2)につきましては、行政運営を進める上で、地域情報化に対応できる電算システムのあり方について検討する必要があります。(3)につきましては、電算システムの統合及びネットワークの構築については、現在、各町で導入されている単独システム、単独システムにつきましては次のページに載せておりますけれども、これらを含めまして専門部会で検討の上、合併後、段階的に整備をしていくことにしております。

このようなことから、調整の内容といたしましては、「1. 電算システムについては、住民サービスの低下を招かないように、各出先機関を結んだネットワークを構築する。2. 3町が行っている電算処理業務については、合併時に調整を行う。」ということにしております。

中ほどから次のページにかけまして、杵藤電算センターや各町単独で処理をしている業務を載せております。ご覧いただければと思います。

次に44ページをお願いします。協議第16号【広報広聴の取扱いについて】のご説明を申し上げます。

まず、広報紙についてでございますが、3町とも毎月発行されております。調整の内容といたしましては、「広報紙の発行については、毎月1回発行とし、情報提供を行う。」ということにしております。

次に、その他の広報広聴活動につきましては、中ほどから次のページにかけて3町の状況を載せておりますが、これにつきましては新しい町において調整を図ることといたしております。

最後に46ページをお願いいたします。協議第17号【情報通信関係の取扱いについて】でございます。

情報通信関係につきましては、前の広報の取扱いとも若干関連をいたしますが、中ほどにCATVの普及状況を載せております。白石町の一部、有明町の一部に映像による情報通信が現在実施をされております。

それから、有線放送の普及状況ということで下の方に挙げておりますが、3町管内におきまして白石地域総合情報通信システムを導入されております。今後もこの通信手段を有効活用することで調整をしたいということで考えております。

具体的な有効活用の方法などは、新しい町で策定をいたします情報化整備計画の中で検討することとなります。そのため調整の内容といたしましては、「情報化時代への対応、住民サービスの平準化という面から新町において情報化整備計画を策定し、現在の情報基盤の有効活用と充実に努める。」ということにしております。

議	<p>以上、簡単ですが、協議第15号から協議第17号までの説明を終わります。よろしくお願ひします。</p> <p>長 協議第15号から協議第17号まで説明をいただきました。 まず、協議第15号【電算システムの取扱いについて】ですが、このことについて何かご意見ございませんか。確認済みとさせていただいてよろしゅうございますか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 それでは、協議第15号【電算システムの取扱いについて】は、確認済みとさせていただきます。 協議第16号【広報広聴の取扱いについて】ですが、このことについてご意見ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 異議なしということでございますので、協議第16号【広報広聴の取扱いについて】は、確認済みとさせていただきます。 最後になりましたけれども、協議第17号【情報通信関係の取扱いについて】ですが、このことについて何かご意見ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 異議なしということでございますので、協議第17号【情報通信関係の取扱いについて】は、確認済みとさせていただきます。 以上をもちまして、報告事項並びに協議事項の全項を終わらせていただきます。 その他の項でございますけれども、その他の項について事務局から説明をお願いいたします。</p>
次	<p>長 その他については、次回の協議会の日程でございますので、前回、スケジュールをお示ししておりましたとおり、12月10日、水曜日、1時半から有明町公民館の2階ホールで第3回合併協議会を開催いたしたいと思っておりますので、委員の皆様、ご出席方よろしくお願ひいたします。</p>
議	<p>長 事務局から次回の協議会の日程について報告がございました。 これをもちまして本日の協議会の議題はすべて終了いたしました。皆様方のご協力をいただいてスムーズな協議ができましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。</p>

副 会 長	<p>長時間にわたりご審議をいただきまして、ご苦労さまでございました。</p> <p>これをもちまして第2回協議会を閉じることにいたします。次回のことはご報告がございましたので、よろしく願いいたします。どうもお疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">( 閉 会 )</p>
-------	--